

(案)



岡 賃 審 第 号
令 和 4 年 9 月 12 日

岡 山 労 働 局 長
成 毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月5日付け岡労発基0705第4号及び8月2日付け岡
労発基0802第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会
を設け慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長
から報告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づきそ
のまま答申する。